平成２５年（フ）第２８７号
川崎市高津区千年新町１番地６　チェリーパーク205
債務者　石黒美智留
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３５０号
川崎市川崎区大島１丁目26番６―203号　マンション大島
債務者　小山真由美
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３５７号
川崎市宮前区平３丁目12番26号
債務者　山田　和成
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３５９号
川崎市幸区南幸町２丁目４番地２　ビクセル川崎606、前住所東京都大田区大森本町１丁目５番９―203号
債務者　中島　泰正（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３６１号
川崎市中原区上新城２丁目６番24号　サニーコーポＡ102
債務者　竹石　節夫
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３７３号
川崎市幸区塚越３丁目496番地２　ＴＯＰ矢向第１―204
債務者　小林　亮太
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４０７号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地８―316
債務者　原　　智保
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４０８号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地８―316
債務者　原　みわ子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５１１号
神奈川県藤沢市石川４丁目37番地の９　ディアコート湘南Ｂ102
債務者　曽根　有希（旧姓津田）
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５２４号
横浜市緑区いぶき野28番地２　第２新林コーポ101号
債務者　石幡　祐太
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１号
熊本県八代市日奈久新田町3530番地
債務者　黒木　孝広
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第１５１２号
横浜市青葉区鴨志田町520番地５　ベルメゾン203
債務者　曳木　佳代
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６３号
愛知県豊橋市石巻町字野田18番地　２―204
債務者　伊藤　精一
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第３５号
長崎県南島原市西有家町須川386番地
債務者　小玉　　篤
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後１時10分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第３８５号
静岡県浜松市中区中沢町18番10号　エクシード中沢Ｆ―４
債務者　太田　尚代
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係